

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 5 日

重点措置区域の都道府県 衛生主管部（局） 御中  
（宮城県・大阪府・兵庫県）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

まん延防止等重点措置区域における  
高齢者施設等への重点的検査等の実施について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「新集中的実施計画」という。）の策定及び実施をお願いしております。

今般、令和3年4月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域が定められるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、「措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施」、「措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施」を行うこととされました。

これを受けて、まん延防止等重点措置区域に指定された都道府県におかれましては、重点的検査における基本的な考え方を下記のとおりお示いたしますので、これを踏まえて、新集中的実施計画の見直しも含めて、措置区域と連携の上、一層の取組を推進いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施

高齢者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があること、高齢者施設等で集団感染が生じた場合に入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながることから、早期発見が重要であり、感染多数地域においては施設の感染者が判明していない場合であっても定期的に検査を実施することを要請しています。

さらに、今般、重点措置区域である都道府県及び措置区域に定められた区域のある保健所設置市においては、高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施を行うものとされました。

これらの趣旨を十分踏まえ、新集中的実施計画について、以下の①から④までの考え方を踏まえた見直しを行い、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」においてお示しした様式を別添1のとおり変更するので、これにより4月7日までに見直し後の計画を厚生労働省に提出してください。また、頻回検査の実績については、⑤のとおり報告をお願いします。

#### ① 対象施設

対象となる施設を適切に設定してください。施設種別及び具体的な施設の設定に当たっては、集団感染を防止すること、それにより医療提供体制への負荷の増大を防止することの重要性を踏まえ、例えば、規模の大きい施設により重点を置く等により選定してください。

#### ② 対象者

施設の従事者は必ず対象としてください。入所者を対象とする場合も、従事者と入所者の頻度を分けて、従事者の検査の頻度を多くする等の方法であっても差し支えありません。

#### ③ 検査の頻度

まん延防止等重点措置の趣旨を踏まえ、できる限り週に1回程度実施してください。その際、対象施設については、上記①のとおり、重点化して差し支えありません。

全ての対象施設において週に1回程度実施することが困難な場合であっても、少なくとも2週間に1回程度は実施してください。

週に1回の検査を実施するに当たっては、例えば、週の初めに施設がだ液採取容器を受け取り、速やかに配布し、週の中頃に検体を回収し、週の後半で検査結果の通知を受けるといった具体的なスケジュールが関係者間で共有できるよう、民間検査会社等の検査機関と調整を行ってください。

なお、対象施設において、週に1回程度の実施が困難な場合は、その理由を別添1様式の備考欄に記載してください。

#### ④ その他

対象施設に実際に検査を受けていただくことが重要です。まん延防止等重点措置の趣旨に鑑み、周知徹底や働きかけを十分に行い、検査を受ける施設等を増やすための取組を行っていただくようお願いします。

また、これまでの事務連絡でお示しした検査の効率的な実施例等も踏まえ、確実な実施ができるよう、実施方法等の検討をお願いします。例えば、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」にもお示ししているように、民間検査機関に、施設からの検査の申込の受付から検査結果の通知等までを委託し、効率的に実施している例や、必要な検査能力の確保及び検査の効率的な実施の観点から検体プール検査法を積極的に活用している例も参考にしてください。

#### ⑤ 頻回検査の実績報告

重点措置区域の都道府県等は、4月12日以降、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」での報告と同様、毎週月曜日に頻回検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告様式については、同事務連絡においてお示しした様式を別添2のとおり変更するので、これにより、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分の計画の取りまとめをお願いします。

## 2. 歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査

重点措置区域である都道府県及び措置区域に定められた区域のある保健所設置市においては、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」（[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kanrakugai\\_houkokusyo.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kanrakugai_houkokusyo.pdf)）に示された取組、並びに下記①及び②の内容を踏まえて、措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査を実施してください。

①検査の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染が確認された従業員の濃厚接触者に限らず、同じ店舗等で働いていた従業員も含め実施するとともに、従業員の行き来がある他店舗等の従業員等についても重点的に実施してください。さらに、歓楽街等で感染拡大の予兆を探知した場合には、探知した内容等に応じ、速やかに重点的な検査を実施してください。

②重点措置区域の都道府県等は、歓楽街等への重点検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告については、別紙3により、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分の実績の取りまとめをお願いします。

都道府県から厚生労働省への報告は、1.と同様に4月12日以降、まん延防止等重点措置の期間中、毎週月曜日に所定の様式（別紙3）により報告してください。

以上

(別添1)

〇〇〇（自治体名）の新集中的実施計画

担当課 〇〇課  
担当者名 〇〇 〇〇  
連絡先 000-1111-2222

対象地域	
対象施設種別	
まん延防止等重点措置分	
対象者※1	
検査方法	
実施区分※2	
集中的実施計画期間	令和3年〇月〇日～〇月〇日
検査の頻度	
まん延防止等重点措置分	
備考欄	

※1 対象者については、直接処遇職員以外の従事者（事務職員、委託職員など）も対象とする場合には、その旨も具体的に記載してください。

※2 検査の実施について、感染症法に基づく行政検査として実施するものか、それ以外の地方公共団体の独自の事業として実施するものであるかの区別を記載すること

※3 対象施設種別及び検査の頻度以外の項目において、通常の計画分とまん延防止等重点措置の適用時に実施する重点検査分で異なる内容がある場合は、それぞれの欄内にその旨記載してください。

	合計		
	うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関
対象施設数（予定）			
まん延防止等重点措置分			



(別添3)

〇〇〇（自治体名）の歓楽街等に対する重点検査の実績報告

報告日 2021/04/\*\*  
担当課 〇〇課  
担当者名 〇〇 〇〇  
連絡先 000-1111-2222

実施場所（歓楽街等の名称・住所）	具体的な取組の概要	実施期間	対象者	対象地域の 店舗等数	検査実施 店舗等数	検査人数	陽性者数
	（記入例）店舗においてとりまとめて検体採取						
	（記入例）繁華街内に気軽に立ち寄れる臨時の検査所を設置						
	（記入例）保健所の職員（外部委託等を含む）が直接店舗を訪問して検査を実施						

※ 実施した歓楽街等毎に記入してください。